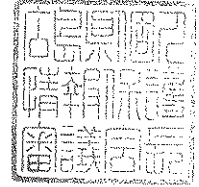


広島県知事様

広島県個人情報保護審議会
会長 横藤田 誠



広島県個人情報保護条例の基本的事項に関する取扱いについて（答申）

令和2年1月21日付け障支第2174号で諮問の、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）第5条第2項第3号の規定に基づく「収集を制限する個人情報の例外的な収集」及び同条第3項第7号の規定に基づく「個人情報の本人以外からの収集」については、別紙の事務に関する収集を適当と認めます。

なお、実施機関においては、当答申の運用に当たり、次の点に留意し、個人の権利利益の保護が十分に図られるよう配慮してください。

1 留意事項

- (1) 「収集を制限する個人情報の例外的な収集」については、取扱いに特に配慮を要する個人情報の収集を事務の執行上必要不可欠なものとして例外的に認めるものであり、また、「個人情報の本人以外からの収集」については、個人情報の収集元について本人収集を原則とするところ、例外的に本人以外からの収集を認めるものであることから、それらの収集、管理、利用又は提供のいずれの場合においても、その取扱根拠が正当であることを慎重に確認し、適正な取扱いを行うこと。
- (2) 個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託するに当たっては、個人情報の不適切な取扱いが生じることがないように、委託先に対して個人情報の厳重な管理等の必要な措置を講じさせること。
- (3) 個人情報の収集は、本人からの収集が原則であるため、障害者本人宛ての調査については、やむを得ない場合を除いて、障害者本人から回答を得ることができるよう必要な措置を講じること。
- (4) ホームページ等により、本人以外から収集する個人情報を別紙の事務の執行上活用している旨周知するとともに、当該個人情報の提供元に対し、当該提供元が収集する個人情報を実施機関に提供している旨周知するよう協力を求めること。
- (5) 別紙の事務を行うに当たって、当答申で認めた収集の目的、相手方及び範囲と異なる個人情報を収集する必要性が生じた場合は、改めて当審議会に諮問し、意見を聴くこと。

- (6) 個人情報保護制度の適正な運用を図るため、当答申の内容について、職員及び関係者に周知するとともに、個人情報保護に係る意識啓発に一層努めること。

2 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和2年1月21日	・ 諮問を受けた。
令和2年1月30日 (第1回審議会)	・ 実施機関から説明を受けた。 ・ 諮問の審議を行った。
令和2年3月26日 (第2回審議会)	・ 諮問の審議を行った。

3 広島県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
植 野 実智成	広島県商工会議所連合会幹事長	事業者を代表する者
東 保 幸	広島県議会議員	県議会の議員
藤 岡 達 麻	弁護士	学識経験を有する者
前 田 香 織	広島市立大学大学院情報科学研究科教授	学識経験を有する者
森 永 康 子	広島大学大学院教育学研究科教授	学識経験を有する者
横 藤 田 誠 (会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授	学識経験を有する者

事務の名称 広島県障害福祉計画及び広島県障害児福祉計画の策定等に関する事務

○収集を制限する個人情報の例外的な収集

事務の概要	広島県障害福祉計画及び広島県障害児福祉計画を策定するとともに、両計画に基づいて行われる施策の実施状況や現状の把握、成果の点検を行う。										
収集する理由 又は必要性	障害者やその家族のニーズ、障害者を取り巻く状況を踏まえ、計画及び実施する施策の内容を実効性あるものとするため、また、当該施策の実施状況を検証し、より効果的な取組を進めていくため、障害者やその家族の個人情報を収集することが必要かつ不可欠である。										
収集する個人情報	① 人種	② 信条	③ 社会的 身分	④ 病歴	⑤ 犯罪の 経歴	⑥ 犯罪 被害	⑦ 障害	⑧ 健康診 断結果	⑨ 医師の 指導等	⑩ 刑事 事件	⑪ 少年保 護事件
				○			○		○		

○個人情報の本人以外からの収集

類型	広島県障害福祉計画及び広島県障害児福祉計画を策定するとともに、両計画に基づいて行われる施策の実施状況や現状の把握、成果の検証を行うに当たって、市町及び障害福祉サービス等を提供する事業者等から、障害者に関する個人情報を収集する場合
本人以外から 収集する理由 又は必要性	個人情報を本人から収集したのでは、利用実態を踏まえた障害福祉サービス等の見込量を、正確かつ効率的に把握することができず、事務の目的の達成に支障を生じさせ、事務の円滑な実施が困難となるため。